

会議録

令和元年第4回更別村議会定例会

第3日（令和元年12月16日）

◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 議案第83号 財産の取得の件（居住用地）
- 第 4 議案第84号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件
- 第 5 意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求
める意見書の件
- 第 6 村政に関する一般質問
- 第 7 議員の派遣の件
- 第 8 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	企画政策課長	佐藤敬貴
産業課長	本内秀明	住民生活課長	佐藤成芳
建設水道課長	新関保	保健福祉課長	安部昭彦
子育て応援課長	宮永博和	診療所事務長	酒井智寛
教育委員会 教育次長	川上祐明	農業委員会 事務局長	小林浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	高瀬大輔
------	------	----	------

書 記 加 藤 廣 衛

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則125条の規定により、議長において5番、太田さん、6番、安村さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

- 議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
安村議会運営委員長。
○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。
第4回村議会定例会の追加提出案件に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ12月16日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。
追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、12月17日までの7日間と認められました。
以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。
○議長 委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 議案第83号

- 議長 日程第3、議案第83号 財産の取得の件（居住用地）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
西山村長。
○村長 議案第83号 財産の取得の件（居住用地）であります。
取得しようとする土地は、1、所在、更別村字更別南3線95番4、95番5、95番10及び95番11であります。
2の地目といたしまして、雑種地、宅地であります。
3の面積は、8,711.96平方メートル、平米であります。

4、予定価格、1,035万5,082円であります。

5の取得の方法であります、売買契約によりまして令和2年1月中に取得であります。

6、契約の相手方、更別村字更別南3線95番地の6、社会福祉法人博愛会であります。

理由といたしまして、財産の取得について、居住地として整備するため、社会福祉法人博愛会が所有する用地の取得契約を締結することにつきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、83号について資料を提出しております。そちらのほうをごらんください。資料（議案第83号）であります。財産取得の件（居住用地）。

1、取得用地の内訳、1）、更別村字更別南3線95番の4、地目、雑種地、面積、4,036平方メートル、2）、更別村字更別南3線95番5、地目、雑種地、面積、3,576平方メートル、3）、更別村字更別南3線95番10、地目、宅地、面積、549.98平方メートル、4）、更別村字更別南3線95番11、地目、宅地、面積、549.98平方メートルでありまして、合計8,711.96平方メートルであります。

2の購入予定価格でございますけれども、1,035万5,082円でございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 ちょっと確認させてください。

今回の購入に当たって、一つの理由をもう一度言っていたきたいのですが、居住用地として取得するのだということ、これは今までここ数年大きく団地造成がされていなかったというようなことで、そういったことをしたいから、この土地を取得することで解釈してよしいのかどうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 今回居住用地として整備するというご提案をさせていただいております。今回の場所につきましては、これまで検討してまいりました更別版生涯活躍のまち構想、その中で居住用地ということで位置づけている場所でもございます。構想の中では、宅地分譲あるいはその他関連する施設等の居住用の住宅等を検討しているところでございまして、現在実施計画を進めているところでございます。主には宅地分譲ということももちろん検討しているところでございます。それにつきましては、これから関係する団体等々の意見をお伺いしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 今の説明でわかるのですが、こういうことをやるということになると住民はいろんな想像したり、期待したり、いろんなことすると思うのです。それで、私が言いたいのは、団地造成するのならするのだというようなことでまず考えた中で進め

ていただきたいなということがちょっとあったものですから、その辺大きく風呂敷広げるのではなくて、今回はこういう形で進めていくのだと、その結果として最終的にどうなるかわかりませんが、団地造成はしていくのだ、それに特化してやっていくのだということも言ってもいいのではないのかなという気しているものですから、今あえて質問させていただいたところで、その辺考え方があれば聞かせていただきたいなと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんのお話ありました。喫緊の課題であります。住宅地が一つありません。村有地がありません。そういうような中でニーズが山積しております。今民間の住宅も建てていただいておりますけれども、公営住宅もほぼ満杯であります。そういう中で居住、移住、定住も含めまして人口減少に対応していくためにはやはり宅地の造成、私が議会でたびたび申し上げておりますように、大型宅地の造成ということも視野にあります。これは、今回もこの中の一環として居住地、宅地ということで考えていきたいと思っております。ただ、いろんな部分がありますので、それについては鋭意検討しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご説明いただきました内容によりますと、基本的には居住用地ということで取得したいということがございますので、ここはある程度の基本構想を持って居住地という位置づけを僕はしなければだめだというふうに考えています。いま一度居住地という部分の定義づけについてある程度想定される範囲のまずご説明いただきたいというふうに思います。さまざまな角度からの居住ということになりますと、さまざまな面からの角度からの解釈ができるということもありますので、ある程度今村が想定している、造成する中での想定している居住地、居住用地としての押さえ方をちょっと説明をお願いいたします。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 これにつきましては、宅地分譲を中心に考えているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 宅地分譲という部分での押さえ方をしているというふうにご回答いただきましたけれども、居住用地という形になってしまうと解釈はあくまでも住宅用地という形の捉え方をしてしまうのかという部分で、非常に曖昧な解釈になるというふうに私は思っているのです。居住用地となるとさまざまないろいろな面が考えられると思います。宅地だと宅地、あくまでも住居用という形になりますし、居住用になるとその中に例えば一般的に住居を構えてご商売をなされる方、併用型、店舗併用型というものも考えられますよね。ご商売だけでなく、これから今村が誘致しようとしているAIだとか、そういう部分の技術的なものも、居住しながら事務所を開いてご商売をそういうものを展開したい

という方も当然出てくる。想定されるわけですので、だからそこの面の部分も実施計画入りますよと今説明いただきましたけれども、そこの位置づけをきちっとしていかないと、いざ分譲になって、分譲になりますよというときに取得される方も含めていろんな構想、思惑があって取得という形になりますので、ただ単純に住宅団地を造成したから、造成しましたという形で例えば言ってしまうと、そういうもろもろの生活圏というか、その部位について好きな人、嫌いな人、そういうところがあるのだったら来たくないなという人も出てくるでしょうから、そういう面の押さえ方を少し基本的な整理をして進めていただきたいということのご質問を含めてしていますので、その点のご回答あれば、お願いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのご質問等ありましたけれども、基本的に分譲地であります。大型分譲地として今の喫緊の課題を解決するために、この土地を取得するということでもあります。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 あくまでも宅地分譲というところでの今回の提案なのですけれども、居住用というところ、僕単純に思うのがこの宅地分譲、例えば居住用としてって今回は出ているのですけれども、それが大体は宅地分譲になりますよと。今宅地分譲の要綱って占有で住宅で住むというだけなのです。だけれども、今後いろいろな形で住まれる方いると思うのです。安村議員今言われたように、住宅を持ちながら福祉的な施設として、住宅を持ちながら自分の商業用とした併用とした住宅、それが今のこの宅地分譲、居住用ということではいざどこまでの範囲ということはわからないのですけれども、宅地分譲ということにかかわるとそれはその要綱に含まれないのです。

なので、居住用としても例えば宅地分譲、そこら辺の要綱の見直しを図っていったりをして居住できる人の範囲を少しでも広げていく考えはあるのですか。例えば福祉エリアですから、そういった関係で住宅を持ちながら仕事用としても建てる時に宅地分譲地は可能ですよ。今はだめなルールになっているのです。それを宅地分譲としたときのその要綱も一度見直す予定はございますか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 そちらにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、生涯活躍のまち構想のエリアというようなところで、そこの交流拠点となる場所につきまして整備等を検討しているところがございます。その周辺の人口をふやしていく中で、にぎわいをもたらすですか、そういったところも考えておりますので、細かいそういった要綱の見直し等につきましては今後詳細検討してまいりたいと思います。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第83号 財産の取得の件(居住用地)を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第84号

○議 長 日程第4、議案第84号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第84号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,165万7,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに
思います。款2総務費で66万円を追加し、補正後の予算額を11億28万7,000円とするもので
あります。

項1総務管理費、目1一般管理費で66万円の追加であります。説明欄(1)、情報処理管理
事務経費OA機器管理で66万円、節15工事請負費で移設・設置工事費、光ケーブルの移
設工事費として計上させていただいております。前の補正予算で、電柱ですか、
18本ですけれども、新たにプラス11本の経費を見込んでおります。

款3民生費で50万円を追加し、補正後の予算額を6億4,563万8,000円とするものであり
ます。

項1社会福祉費、目2福祉の里総合センター費で50万円の追加であります。説明欄にま
いりまして、福祉の里総合センター維持管理費、節11需用費、修繕費、施設修繕費で50万
円であります。この中身につきましては、ロードヒーティング用の加圧ポンプで25万3,000
円、また温度調節用の電動弁の補修に24万7,000円、計50万円の追加であります。

続きまして、款4衛生費で50万円を追加し、補正後の予算額を3億3,428万9,000円とす
るものであります。

次のページにまいります。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費で50万円の追加であり
ます。説明欄にまいります。(1)、未熟児養育医療事業、節20扶助費で衛生費扶助費、未

熟児養育医療扶助費であります。これについては、扶助費の不足がありましたものですから、これについて補填するものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きください。款14国庫支出金で25万円を追加し、補正後の予算額を3億2,618万4,000円とするものであります。

項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金で25万円の追加であります。説明欄、児童保健事業費負担金で25万円の追加であります。

続きまして、款15道支出金で12万5,000円を追加し、補正後の予算額を4億305万円とするものであります。

項1道負担金、目2衛生費道負担金で12万5,000円であります。説明欄にまいりまして、児童保健事業費負担金ということで12万5,000円の追加であります。

款18繰入金で128万5,000円を追加し、補正後の予算額を4億8,413万7,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で128万5,000円であります。これにつきましては、説明欄で財政調整基金から128万5,000円を繰り入れるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第84号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第12号

○議 長 日程第5、意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 意見書案第12号の提案理由を申し上げます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには森林資源の循環利用を進める必要があります。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、さまざまな取り組みを進めてきました。今後人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実強化を図ることが必要です。したがって、国に対し、林業、木材産業の振興などを図るため、森林整備事業等の財源を十分かつ安定的に確保し、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みなどに対する支援措置の充実、強化を求め、別紙意見書を遠藤議員、上田議員、小谷議員、太田議員、安村議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 村政に関する一般質問

○議 長 日程第6、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきます。

更別村の基幹産業である農業は、今国際的経済連携という名のもとに市場開放へ大きくかじを切ったわけです。今後の行政執行における影響も懸念されることから、村長の考え方につき見解を求めさせていただきたいというふうに思います。

平成30年3月議会において、環太平洋連携機構、TPP11と日豪、日欧州、EUとの経済連携協定、EPAでの主要農畜産物への生産影響額につきまして6億から7億1,000万円程度の推測減算額を回答されましたが、今般日米貿易協定の発効が来年1月に迫る中、更別村の主要農畜産物、小麦、砂糖、いわゆるてん菜、牛肉、生乳、乳製品に対する生産影響額はさらに倍増する品目もあり、地域経済の存亡が危惧されるところであります。国は、経営安定対策をしっかりと図るとしてはいますが、来年度の経営安定交付金単価における改定を図るなど、まだまだ交付金制度自体が不明確であり、農業経営継続への不安要因が考えられます。

それら動向を勘案しますと、更別村の今後の行政執行における財政面から、平成30年度決算報告、自主財源28.8%程度になりますが、うち村税比率が46%程度あり、村税の減少などさまざまな面での影響が懸念されているところでございます。加えて、行政執行における今後の影響として、公共施設、生活基盤や社会保障対策など多岐にわたる執行への影響が懸念され、第6期更別村総合計画の見直しの必要性も生ずる可能性がございます。基幹産業である農業情勢の現状を鑑み、農畜産物価格低迷は本村の死活問題でもあります。現状認識と諸対策について村長の見解を求めさせていただきたいと思います。

まず、1点目、今般日米貿易協定に基づく発効が来年1月に迫る中、更別農業への影響につき見解を求めさせていただきたいと思います。

2点目、日米貿易協定による道試算として示された農林水産物の生産減少額では、小麦、砂糖、牛肉、生乳、乳製品への影響額が大きく、更別農業の屋台骨を支える主要品目がいずれも該当することから、農業支援諸対策につき所見を求めたいというふうに思います。

3点目、それらを受けまして、今後の村執行事業年度予算の構築に当たり、農畜産物価格の低迷による自主財源確保への影響が少なからず発生すると思います。それら諸対策への認識につき所見を求めさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの日米貿易協定による農畜産物への影響額と村執行予算への影響についてのご質問にお答えをいたします。

日米貿易協定につきましては、平成29年にTPPを離脱したアメリカと我が国の間で昨年より協議が開始をされました。本年10月8日に署名、12月4日に国会で承認されたことから、来年1月1日に発効することとなっております。国においては、10月29日に品目別の影響試算データの諸元等を記載した日米貿易協定による農林水産物の生産額の影響につ

いて試算の品目別参考資料の中で、農産物につきましては関税率10%以上、かつ国内生産額10億円以上の19品目を対象にした試算結果から、生産減少額は約609億円から1,096億円と公表しております。これを踏まえまして11月に北海道が試算した道内の生産減少額は、約235億円から371億円とされています。また、T P P 11を合わせた影響額では、全国で約914億から1,619億円、道内では約334億円から496億円と試算されています。いずれも関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生ずるもの、体質強化対策による生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策の効果を見込み、国内生産量が維持されるものと公表されるところであります。

このような状況の中、ご質問の1点目ではありますが、北海道の試算を踏まえて平成29年の生産額をもとに試算しました本村における影響額は、約2億2,000万円から3億3,000万円、T P P 11を合わせると約4億3,000万円から5億8,000万円となります。今回日欧E P Aを合わせた影響額の公表はされておられませんけれども、平成30年2月の北海道の試算ではT P P 11の6割強と見込まれていたことから、本村では約1億3,000万円から1億4,000万円となります。合わせて5億6,000万から7億2,000万円と推測されますが、試算に用いる数値は全国ベースのものでありますので、概算での見込みにとどまるものであります。

2点目のご質問ではありますが、ご指摘のとおり、影響の大きい品目は小麦、砂糖、牛肉、牛乳、乳製品と本村の主要品目であり、さきに述べました試算額もこの4品目にかかわるものであります。T P P 11を考慮した本村の影響額の内訳は、小麦8,500万円、マイナス4.8%、てん菜1億4,000万円、マイナス5.3%、牛肉9,000万円から1億8,000万円、マイナス9.5%から19%、牛乳、乳製品1億1,000万円から1億7,000万円、マイナス4.2%から6.5%となっております。

国では、12月5日に総合的なT P P 等関連政策大綱の改定を行い、経営規模の大小を問わず、意欲的な生産者がその創意工夫を最大限発揮できるように配慮しつつ、経営安定、安定供給へ備えた措置を講ずることにより、安心して経営に取り組めるようにするものとし、本年度におきましては約3,250億円の補正予算が措置されるところであります。一方で、2020年度からの畑作物の直接支払交付金、いわゆるげた対策の交付単価を小麦で250円、てん菜で610円引き下げ、てん菜の基準糖度を0.3度引き上げることが公表されております。日本の食料生産基地である北海道、十勝の農業を守るため、農業関係団体とも協力しながら、オール北海道、十勝の取り組みとして実情に沿った対策を講ずるよう所要の要請活動等にも積極的に参加してまいりたいと考えております。

また、本村の基幹産業である農業を安定的に持続するため、次代を担う後継者の方々が希望を持って継承できる更別農業となるよう、農地盤整備や土づくり支援、畜産クラスター事業、スマート農業の推進など対策を継続するほか、所得動向を注視しつつ、必要な経営安定化対策を検討してまいりたいと考えております。

3点目のご質問ですが、農家所得の減少により税収が減収すれば、これは村の財政が大きく影響を受けることも考えられます。一方で、減少額の一部については普通交付税の交

付額には反映されるものとは考えております。しかしながら、労働力人口の減少などの要因により、村民税は伸び悩み、あるいは減少することが考えられます。また、地方交付税は減少傾向にあり、本村財政を取り巻く環境は年々厳しいものとなっております。不足する財源の確保に努めるとともに、基金の適切な活用などにより、第6期総合計画に基づく基本計画を停滞させることのないよう対処するとともに、引き続き健全で持続可能な財政運営を維持するため、常に歳入歳出の見直しに取り組んでまいります。また、総合計画の推進につきましては、3年分の実施計画を毎年見直ししながら、柔軟な進行管理に努めておりまして、計画期間が終了する2027年度において基本構想で定めたまちづくりテーマを実現するよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご回答いただきましたけれども、ご説明いただきましたけれども、TPPの関係、EUの関係、EPAの関係、推定金額でございましてけれども、ご説明いただきましたけれども、私が心配しているのは、どうも数字的な部分の押さえ方がまだまだ不明瞭であって、単純に今村長がTPP11とEUの部分の前段で30年にお答えいただいた数字と今般の日米合意による減算額といますか、影響額を入れると多分、単純計算で申しわけないのですけれども、恐らく影響額が更別村の農畜産物に与える影響というのは合計しますと、単純計算でございましてけれども、正規ではないのですけれども、8億9,000万から10億4,000万円になるという形の推計合算額になります。これは、あくまでも更別村の今の農業の粗生産額がことしもまだ確定数値は出ておりませんが、史上1番目になるか2番目になるかという形で、前回は最高が140億ちょっとでございまして、そうしますとそれらの金額から影響度を考えますと、10億の減算額がもし仮に想定されるとするならば、これは大打撃になりますし、それらの対応について共通認識といたしますか、きちっとそこは、ここは基幹産業といたしますか、更別村は農業の村ですので、それだけの減算額があるということを重ねて受けとめながら、今後の村の執行に寄与していただきたいというふうに思っています。

それと、国の経営安定対策についてのご回答をいただきましたけれども、確かに見ますと、はっきり言いまして対策は一時的な臨時的対策は3,250億円対処しますと。平成30年のTPP11、EUとの合意の中でも3,700億ほどの財政措置をしたという形になっておりますけれども、確かにその場限りの財政措置は理解できないわけではないのですけれども、恒久的な対策も含めて更別村の主要品目がきちっと維持、継続されるような形の部分で、全道あるいはJAグループとの十分な連携を図りながら、課題を明確に整理しながら対応していただきたいというお願いも含めて申し上げたいというふうに思っています。

私が3番目に申し上げているところは、村の財政措置の関係の捉え方でございまして。といいますのは、確かに今村長がご説明いただいたように、減額も含めて大変な面はあるけれども、実質的には減少額の一部については多分普通交付税の交付により賄えるのではない

かという想定。並びに、不足する財源の確保に努めるという部分の大枠の中ですけれども、不足する財源の確保という部分を私は今非常に心配をしているところですし、これからの行政執行の各種村の支援対策も含めて、子育てから老人から福祉からという部分のこれだけのエリアが大きくなっている中で、対策打つにはやっぱり財源確保が第一義的な対策であるというふうに捉えていますので、その具体性を持って私は進めるべきだというふうに思っています。

ここで課題とすべきは、村の財政に対する影響度、余り心配していないような形でどうしても解釈、普通交付税がどこまでできるかというのは不明瞭です、はっきり言いまして。そういういながら、今般も消費税の絡みで消費税の10%への絡みで各施設利用料等の改定、いろんな部分での2%の改定を図りましたけれども、そういうものも含めて必要なものは必要になりますので、財源不足が生じるという中の捉え方、確保の捉え方というものを僕は明確にしていくべきだというふうに思っているのですけれども、その点の所見について回答いただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご指摘、全てごもっともであると思います。

1番目の懸念される部分ですけれども、本当は8億から10億ぐらいいくのではないかとということで、危機感を持っているのかというようなお話もありましたけれども、私もそのように考えています。実際にこれが計算上では、数字上では先ほどお話しした内容でありますけれども、セーフガードとか、マークアップの削減とか、実際にそれが起きてきた場合、関税がどんどん下がっていった場合、あるいは輸入額が増大していった場合については、この影響額ははかり知れないものになるのではないかと。単なる今我々が持っている数値ではこれは本当に不透明であり、先行き懸念をされる部分も大いにあるのではないかとということを考え、同じ認識であります。

T P P 11のときもそうでしたけれども、こういうふうに決まったよということは政府やいろんなところから発表、農水省から発表されますけれども、どういう経過でこれからどういふふうになっていくかということについてはなかなか説明が不十分ということで、J Aさん、あるいは関係団体、地方自治体から中央要請等行ったときには、やはりそこを丁寧にやってくださいと、それがないと展望持って取り組んでいけませんよというような話がありました。だから、その点につきましてはこれから本当に年々そういうふうにはセーフガードとかマークアップ、あるいは輸入の拡大等々はしっかり見据えて、やっぱり分析もしなければいけませんし、その部分ではしっかり対応を、先手必勝ということではありませんけれども、J Aさん、あるいは全国団体と、あるいは自治体も秋には行っているわけですけれども、酪農、畜産関係も含めまして、畑作も含めましてしっかりとこれはやっていかなければいけないというふうに思っています。

そういう点では、課題を明確にするということも2点目にも言われましたけれども、その部分でやっぱり一番大事なものはT P Pに対応しているいろんな政府の大綱とか、新しく12月

また変わりましたけれども、それを完全実施してくださいということだけではなくて、やっぱり基盤整備しっかりしていくということが大事になってきます。これだけ盤石な豊かな農村というのですか、農業地帯というか、大規模農業のこれは一朝一夕にできたわけではないということ認識していますし、その点では強く生産者やお年寄りの方から言われています。どれだけの苦労があったかということをしっかり認識してくださいと、自分としては、一番最後に入植者が入りまして、十勝管内でそれだけ湿地帯であり、カシワの原生林ということもありまして、それは並大抵のことではなかったのだと、その部分でしっかり村長は農業の基盤整備、土づくり、道営とか国営の畑事業もあるわけですが、畜産クラスター事業、パワーアップ事業あります。これをしっかりやっていくということです。その部分で生産者が安定して経営でき、そして所得を上げられるような基盤整備を国や道と一緒に、また村独自の施策も入れながらやっていくということでもあります。まさに農業の基盤整備、今上更、新更別地区のかんがい排水、大型かんがい排水、あるいはいろんな意味でバイオガスプラント等の話も来ています。そこは、生産者が安心して生産できる基盤をまずしっかりつくっていくことでもあります。

さらには、今スマート農業とかいろんな部分出ています。プログラミング学習をしたときも、ちょっと飛びますけれども、飛んでいるように聞こえますけれども、今の小学生にやらせたいのは、あの子らは、今の子どももそうですけれども、世界と戦わなければいけないのです。世界とともにということもありますけれども、世界とともに農業を構築していかなければいけない。日本の食料問題も大事ですけども、そういった点では世界のそういう食料問題も十勝は、やっぱり北海道は担っているというふう考えるべきだと思うのです。そのときに自分の圃場に合わせて最先端の高度技術、あるいは情報網を駆使しながら、効率的でより生産性の上がる、そして所得の上がるスマート農業、あるいはそういうものをしっかりと自分の力でその技術を応用できる。そういう子どもを今から育てないと20年、30年に間に合わないということです。そういう点では、今いろんな意味で近未来実装の技術等、無人トラクターの実験とか、いろんなことやっていますけれども、そういうような部分の成果を着実に本村の農業に反映できるように1つは頑張っていきたい。そういうことも必要ではないかというふうなことを思っています。

3つ目です。財政、これは安村議員のおっしゃるとおりです。交付金はどんどん減っていますよ、地方交付税。そういう形でいくなれば、これは絶対安心してこれからそうなるということは考えられません。自主財源、多くはやっぱり交付税に頼るところは多いわけです。だから、そこのところは、しっかりそこを減らさないようにということで政府に働きかける必要もありますけれども、一方で自主財源とか、そういう財源をどういうふうに確保していくかというのが問題です。

そういう点でいえば、私はちょっと落ちつきがなくて、いろんなところへ上京してばかりいるという話もありますけれども、私はいろんな交付金とか、ほぼ100%に近い、そういう有利な基盤整備事業とかというのを、これをアンテナを高くして職員と探っているわけ

ですけれども、あったものについてはその日のうちに、あるいはその週のうちに内閣府あるいは農水省に飛んで、その交渉をしてきております。そして、今無人タクシーとかもありますし、いろんな部分もありますけれども、そういう有利な財源でより村の未来を担うためのいろんな施策の展開を行っております。6期総もそうですし、3年ごとに見直しということでしっかり財政的にも考えていかなければなりませんけれども、そういう点ではしっかりやらなければいけませんし、今手数料の問題とか、その前には行革の委員会を立ち上げて、職員の中で3年ぐらいかけて議論をしました。その部分も財政的な部分で逼迫をしてくれば、やっぱりそこはしっかり考えていかなければいけないというようなことを思っています。そういった意味では、本当に健全な村政の運営が、あるいは住民の暮らしが将来的に守っていけるように財政運営をしっかりしたもの、盤石なものに努力をして築いていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今かなり課題が広がってしまっというご回答もいただいて、聞いている方も含めてなかなか課題がどこにあるのだという、おまえ何を質問しているのだという話になってしまう可能性が大きいですがけれども、的を絞って私が言いたいことは、更別は農業地帯で農業が経済の中心を担っているという部分をどういうふうに捉えていくかということ。今ご質問させていただいている最終的なまとめとしての質問になるのですがけれども、基本的に農業の粗生産額は確かに基盤整備もあったり、いろんな部分の生産者努力もあったり、いろんな部分があって伸びてきている。おかげさまで伸びてきている現状がある。それは、価格の経営安定資金も含めていろんな部分の国の支援があって、何とか下支えがあって、140億なり、それを超すような時代を迎えている。10年前には100億ちょっとしかいなかった農業粗生産額が140億ということで、4割程度の増収に結びついた。これは、あくまでも生産向上と価格設定があっての農業者への継続も含めての対策であって、それは自主努力も含めてということで、それは評価しなければならないという部分があります。

がゆえに、今この部分の経済連携がTPP11からTPP12になった。アメリカも入ってしまった。EUも入ってしまった。全て経済連携の中でということになってしまうと、先ほども申し上げたとおり、10億以上の減算額が想定されてしまうのです。それだけではなくて、今消費税の問題も含めて、8%から10%になりました。農業者の生産資材への投資額といった、ことしの影響は10月1日からですから、多少の影響はあったとしても、それなりの部分でおさまっているという部分は事実だと思います。だけれども、来年度から10%の消費税を、全てのものに対しての10%というものを負担していかなければならない。では、生産資材、機器や何が安くなっていますかというとして、我々の生活圏もそうですけれども、徐々に徐々に物価が、物の価格が上げられてきている。これは事実だと思うのです。

それらを勘案すると、多分農家の所得率、可処分所得率から見ると、農家さんも頑張っていますし、特にこしは豆類も含めて価格が高いということがありますので、それなりの利益率は確保できると思うのですけれども、おおむね粗生産額の20%がマックスでないかなというふうに思っています。そうすると、20%というと27、8億になるかな。単純計算です。ところが、部門別に見ていくと、畑作、酪農、畜産を見ていくという話になってしまうと、畜産の経営費、生産に対する経営費の比率というのは物すごく高いのです、実質的に。そうすると、可処分所得というのは、農家頑張っています。酪農家さん頑張っています。生乳も頑張れ、どんどん3万トンなり3万2,000トンなり、更別の実績として頑張れと言われていたのですが、残念ながら、申しわけないですけれども、残念な話ですけれども、農家戸数も減少している。それをある程度補うための規模拡大も凶っている。酪農さんも凶ってはいるけれども、はっきり言いまして限界がある。労働力も含めているんな限界がある。そういう形になってしまうと、可処分所得が酪農家さんにとっては非常に低い中で、生乳、乳製品、更別というよりも、今の乳価の設定基準が加工原料乳の単価に北海道はなっているのです。生乳単価ではないのです、用いているのが。それらを考えると、この影響度というのは、加工乳製品に対する影響度というのは、この関税が下がるということによって乳価の問題というのは非常にこれから課題になってくると思うのです。

そういう面踏まえますと、最終的には村の財政という部分を見ると、所得税、農家さんが一生懸命頑張ってもらって、お金、いわゆる可処分所得として残って、そして村の村税として納入されるべきもの。あるいは、今活発にある程度の下支えもしたいということで、農家さんあくまでも投資、機械も含めての投資の部分、活発に今行われています。だけれども、これも農家が所得がなければ、所得といいますか、ある程度の投資資金がなければできないわけですし、今いろんな部分で国の、道の支援も含めて導入しているという部分はありますけれども、これは北海道だって同じだと思うのですけれども、基本的には投資効果の低迷もある程度考えていかなければならないという形になります。

そうすると、今の30年の試算ですけれども、自主財源28.8%、ほかの財政の村の財務の中のいわゆる他力本願といいますか、それが7割以上ある中で、この28.8%、これをいかに維持していくかという部分というのは僕は大きな課題だと思うのです。全体的にパイが狭まっていくということを考えると、非常にその分の押さえ方をしっかり踏まえた中の対応をこれから行わなければ、それが当然今後起きてくるということの認識をしていただきたいというか、認識をしなければならぬというふうに思っているわけです。まして、村税が6億、30年の決算で6億4,500万ほどございます、実際に。それに自主財源も先ほど言いましたように、しつこいようすけれども、28.8%ある。その中で所得税、村民税を抜くのですから、所得税であったり、償却資産税であったりという部分あります。だから、それにかかわるものの影響というのは必ず出てくるはずですよ。出てくるというか、当然発生してくると思うのです。まして、農家の所得率が下がるということは、税金納めたくたって納めれないという形になっていきますから、その点の押さえ方を明確に、村としては

明確にというよりも、きちっと整理しながら財政措置をどうしていくかという部分を含めて僕は対応する必要があるというふうに思っているわけです。

特にわからないのは、今イギリスがEUから離脱するという事は非常にわからない混乱した対応を国としても強いられるわけですがけれども、それらを含めて農業諸対策だけでなく、それは連動して村の財政にも影響するのだという部分の捉え方を僕はしっかり押さえながら、多分安村何言っているのだ、そんなに影響出ないぞ。来年も結果的には出なかった。再来年もそんなに出ないという結果になるかもしれない。だけれども、これが3年後、4年後、5年後になったときに多分影響度はかなり出てくると思います。それは、間違いなく僕は断言できると思っている。だから、その中で自主財源も含めて、交付税も含めて少なくなってきた、自主財源の確保も難しくなってきたといったときに、村がやろうとしている、冒頭で言いましたけれども、第6期総合計画の中に示していることが本当に全部が達成できるかという不安要因も出てくるという可能性もありますので、その点の押さえ方も含めてしっかり対応していただきたいというふうに思っておりますけれども、最後に村長の所見をお伺いさせていただきたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 おっしゃるとおりです。本当に高い営農技術と営農努力ですか、そういうものが村のこういう発展につながっているということで、もちろん私は農業の発展、充実なくしてはこの村の継続はあり得ないというふうに最初から村長になってから言っておりますけれども、そういうことであります。だから、そこのところをしっかりとやらなければいけませんし、2018年に小泉進次郎さんが農業は自動車産業のGDPを超えるのだと、5年以内に。それだけの勢いが今あるわけです。そういう点でいえば、いろんな部分で自給率等々問題になることもありますけれども、今大きな嵐が吹いて、いろんな国際条約によって非常に危機的な状況にさらされていますけれども、そこはしっかりと踏ん張って頑張っていかなければ、日本の農業を守って、なおかつ更別の農業を守っていかなければいけないというようなことを強く考えるわけであります。

利益率の問題もそうであります。実際にいろいろと終わると、粗生産額があり、そして本当に農業者、生産者の皆様にどのぐらいの利益率があるのかということも村では試算をしたりしますけれども、そういった部分で年々そういうふうな形で、そのおかげもありまして所得税とか村民税、村税はやっぱり増収の傾向にあります。それは大変ありがたいことだと思いますし、よく言われるのは、高い税金払ってあげるから、無駄遣いするなよ、村長って言われますから、私はしっかりそれは皆さん方の産業や生活を支える部分でしっかり行使をしていきたいというふうに考えております。

酪農、畜産関係ありました。11月に道東の首長会で酪農、畜産関係、毎年農水省の幹部ほぼ全員がそれぞれの分野が出てきまして、加工原料乳の生産補給金、これが本当に牛乳の生産を持続可能とする、そういうような形での単価設定がされているのかと。生乳の値段もそうでした。これ3年前、4年前行ったときですけれども、何でコンビニの水より我々

の安いのだと、そんなことでよく後継者を育てるとかって、農業を守る、酪農を守るって言えたなという話は率直にありました。そこから幾分安定はしているけれども、そこは油断ができない状況でありますから、その部分を適切な総交付対象数量を設定した上で、本当に十分な予算を出してもらおうということです。あとは、集送乳調整金については、経済状況の変化、あるいは改正された畜産経営安定法施行による影響を踏まえて、適切な水準でこれをしっかりと設定する必要があるということです。

あと、畜産クラスター等々につきましても、これは中長期にわたる事業のきちんとした継続です。そして、それを十分に予算化して、それを継続するということです。農業経営の支援総合対策事業、畜産経営体生産向上事業、また家族で多いわけですけれども、酪農経営に対する乳用後の経産牛の確保、あるいは労働力負担の削減、いろんな部分ありますけれども、我々が言っているのは生産現場をしっかりと見てくださいと、畑作も含めてそうですけれども、その上でしっかりと予算措置なり施策を打ってくださいと。そうでないと、日本の農業が本当に将来にわたって大変なことになりますよ。

私本当に非情な比喻で申しわけないのですけれども、古来日本の、世界の歴史はお年寄りと農業をないがしろにする国は全てと言っていいほど減びてきました。繁栄しません。そこは、しっかりやらなければいけないのです。今その部分では、担い手の育成とか、いろいろな部分でありますけれども、その部分をしっかりと手当てをし、そういう部分を含めて基盤整備事業を行う中で、所得が今やっているスマート農業も試算をすると、そういう業者が村にしっかりと定着した場合については生産者の所得は2,000万円、1戸当たり上がるというふうに計算をして実際にやっております。そういう点でいえば、そういうところも含めてしっかりと所得の向上に向けても頑張っていかなければいけないなというようなことを思っています。

財政の部分については、安村議員おっしゃるとおりです。自主財源についてどうするのだと、これどんどん減ってきているぞというようなこととか、地方交付税、さっきのお話もしました。6期総あるいは村の20年後、30年後を計画している部分もありますし、いろんな部分で今全てを同時に押し上げていかないと村の存続はあり得ないということで私はやっておりますけれども、そこは財源をきっちり確保してやっていくということが必要でありますし、その部分で財政の確保については本当に危機感を持って当たっていきたいというふうに思っています。今ふるさと納税とか、いよいよ企業版納税も始まります。いろんな企業からもお話も来ていますし、広報にも載せましたけれども、東京での企業、経済同友会等の農業関係を主としたマッチングとか、いろんな形でやっております。できればそういう方たちが進出してきて村を盛り上げていただきたいという話もしていますし、いろんな農産物を取り上げて、それを市場を都会に広げていってほしいというのもあります。そういうのがありますけれども、そういうものも含めましていかに村の財政基盤を盤石なものにしていくかということについては、しっかりと考えていかなければいけないのではないかとこのように思っています。

懸念されるイギリスがEUから離脱して、どれだけの影響があるかわかりません。プラスアルファで多分これが押し寄せてくるというふうに考えなければ、これはだめだというふうに思います。そういった点におきましても、今後の村政運営、特に基盤産業である農業の維持、継続、発展のためには村政の自主財源も含めてしっかりと安定経営に資する、そういう基盤整備等ができるように、そういう意味での財源確保、そして運営にしっかりと当たっていきたいというふうに決意をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○6番安村議員 ありがとうございます。終わらせていただきます。

◎会議時間の延長

○議長 長 お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

この際、午後6時まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午後 6時00分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 村政に関する一般質問(続行)

○議長 長 村政に関する一般質問を再開します。

順次発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて村長に質問をさせていただきます。

質問事項は、更別村国民健康保険診療所における看護のあり方についてであります。初めに、私たちのよりどころ、診療所のホームページには、医師は総合診療科、家庭医療科を専門とし、赤ん坊から高齢の方まで皆様の日常的なかかりつけ医としてあらゆる健康問題のご相談に乗りますとあり、外来ももの忘れ相談外来、禁煙外来、入院診療、訪問診療、そして急な病気やけがも時間外、休診であっても診療に応じてくださる。これは、まさに村民はもとより、他町村からも家庭医として注目されているあらわれと感ずるところでございます。

まず、ここで医療法の第1条の5第2項に、この法律において診療所とは、医師または歯科医師が、抜粋させていただきます。医業または歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの、または19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう、とございます。また、医師、看護師、薬剤師など最低限配置しなければならない人数の規制が病院はあるようですが、診療所は管理者たる医師1名のほかは特に人数の基準はないとのこと。以上のことを踏まえまして、今回は診療所の入院における看護のあり方について質問をさせていただきます。

ことし3月の定例会では、平成30年度診療所入院患者が1日平均6人未満とのお話がありました。病床数17床プラス2床の救急患者用とで19床とお答えもあったかと存じます。さて、医師より入院が必要と判断された場合、時には家族の付き添いがあります。特に夜間は必要最小限、看護師1名、補助員1名の職員体制。一方で同じく夜間救急受け入れも行っているため、患者の「見守り、安全確保」が難しくなるケースがあり、入院時に「見守りのお手伝い」を目的としてご家族に付き添いをお願いしているとの内容であります。誰もが家族を案じ、付き添いを快諾するものと考えますが、しかし状況によっては無理な場合も出てまいります。

そこで、お伺いいたします。診療所の夜間体制で看護師増員等改善策はいかがお考えでしょうか。村長、更別村での地域医療、家庭医療のすばらしさが住民目線も取り入れた中で、医師や看護師の皆様にとっても働きやすく、今以上に互いに寄り添える充実の診療所であるよう、率直なお答えをお願い申し上げます。よろしくお伺いいたします。

○議長 長 西山村長。

○村長 小谷議員さんの更別村国民健康保険診療所における看護のあり方についてお答えをいたします。

現在診療所では、医師4名、作業療法士1名を北海道家庭医療学センターとの業務提携により派遣を受け、配置し、村の職員として正看護師6名、准看護師3名、看護補助員8名を雇用して診療体制を構築しています。診療所の医師が家庭医として扱う健康問題は日常的な病気、けがなど多岐にわたり、包括的に対応することが求められます。患者と向き合うとき、診療所の中だけで完結できるわけではありません。福祉や介護サービスなど、医療以外の幅広い領域と連携する必要があります。村は、地域包括ケアシステムの構築を目指しており、診療所の医師は積極的にかかわり、中心的な役割を担っています。医師、介護関係者間の情報的共有を図りながら、地域に根差した継続的な医療を提供する。そうして醸成される住民との信頼関係のもとで、一人一人に合わせた医療を提供することができるよう努めております。

小谷議員もお話のとおおり、外来診療では日中の診療のほか、急な発熱やけがなどに対応するための時間外診療も行っています。また、訪問診療や更別村を初め中札内村、大樹町の乳幼児健診、村内外6事業所の産業医、障害者施設の健康管理業務、コムの里さらべつ入所者の健康管理及び診療業務などを受託しております。入院関係では、病床19床を

確保し、近隣の高度専門医療を提供する医療機関と連携する中で、救急患者の初期対応や比較的症状が軽い患者に対する入院医療等の急性期医療を担いつつ、高度専門医療を提供する医療機関を退院した患者が地域生活に戻る前の回復期の病床としての役割を担いながら、退院後の生活環境などを整える準備を補助する役目も担っております。

看護師の勤務体制につきましては、平日は4名から5名、休日は2名、夜間1名での体制とし、看護補助員の勤務体制は平日、休日ともに日中は3名、夜間1名での体制としています。夜間も時間外診療で急患を受け入れており、その場合は医師と看護師で診察し、看護補助員1名のみで入院患者の安全を確保しています。入院患者における様子はさまざまであり、環境の変化からせん妄を起こしたり、不穏状態となる患者や痛みを頻繁に訴える患者さんもいらっしゃいます。現状の看護師と看護補助員の人員数、勤務体制を考慮し、入院において患者を安全に看護するという環境を整えていくために、平均で3日程度、ご家族の付き添いをお願いする場面が多くなっております。

看護師を増員して夜間2名での診療体制をとれば、全てとは言えませんが、おおむねご家族の付き添いについてはなくしても看護体制を維持できるものと考えますが、1名当たりが担う夜勤回数を考えますと3名以上の増員を検討しなければなりません。ご存じのとおり、診療所の収支については主に診療収入などによる歳入と職員人件費や医療提供体制を整備するための歳出から生じる不足分を一般会計からの繰入金で補填し、収支の均衡を図っております。これらのことを鑑みて、今後の村づくりにおいては住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、村民と行政が一体となり、さらに協働のまちづくりを進めていくことが必要であると考えております。現状において看護師を増員するという事は今は申せませんが、今後も医療を含めた安心、安全、快適な生活環境を整え、住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていく中で職員の配置についても慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ご回答をありがとうございました。今現在の診療所体制での各業務、また人員配置を詳しくお話をいただいたところでございます。また、家庭医療、地域医療としての多岐にわたる仕事内容と地域での連携はもちろん理解できますし、他町村からも来られる方もいらっしゃいます。そして、健診の受託、あるいはご講演依頼等々、私たち住民にとりましてとてもうれしい、そして頼もしい診療所の存在であることは間違いございません。

今回は、とりわけ入院での看護のあり方を私は問うたところでございますが、現状看護師の方の勤務体制をお教え賜りまして、平日4名から5名、休日2名、夜間1名とのお話でありました。特に夜間は、時間外診療の急患の受け入れも現実でございます。その際、医師と看護師の方で診察を行うわけでありまして、そうなりますと看護補助員1名のみで入院患者の方々を安全確保しているとのお答えをいただいたところでございますけれども、

そのために家族の付き添いのお願いのお話もあったかと存じます。私は、まさしくこのところこそが改善を願いたいところでもあります。一方で、一生懸命に入院の利用者の方々を看護され、そして回復に向けてお仕事をされていることももちろん承知いたしております。

もう一度村長にお伺いさせていただきます。つまり総じて入院平均人数が1日6人未満であるから、看護師の方の増員の必要性がないとお考えでしょうか。あるいは、病床、いわゆるベッド数が19床ではあるが、人員も経費も現状を維持するのが今は最良とお考えなのでしょうか。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今小谷議員さんのお話の中でご指摘の部分、今の体制のままで現状維持でいいのかというようなお話とか、病床数も含めまして今の体制が精いっぱいなのかというお話もありました。

近隣の町村も調べさせていただきました。更別は看護師1人、補助員1人で、一月当たりの夜勤回数が3、4回です。平均で3日程度、やはり家族の付き添いをお願いするケースが多いです。ところが、大樹は、看護師3名、補助員2名、1カ月当たりの夜勤回数が4回から5回、基本的に家族の付き添いは求めない。ただし、重篤である場合については、これはどこでもそうだと思うのですが、特殊な場合には求めることもある。広尾町さんですけれども、看護師3名、助手1名、夜勤の回数が5回から6回、この広尾町さんも家族の付き添いは求めていないと、ただ本当に危篤になったときとかという状況に迫ったときには付き添っている。これは当たり前のことでしょうけれども、あるということでもあります。

村としても、今の1人体制の中でシフトとか、いろいろシミュレーションをしてみました。率直にシミュレーションした結果をお話しします。看護師が2名になり、補助員が1名になった場合、一つのパターンとしては2人看護師を増員した場合は、全てとは言えないですけれども、ほとんどのケースで家族の付き添いを求めなくても対応ができるというシミュレーションができました。2つ目、想定3人ふやした場合、3人ふやした場合については看護師2名、補助員1名ということで、1カ月当たりの夜勤回数が5、6回、これも全てとは言えませんが、ほとんどのケースで家族の付き添いを求めなくても対応できるということでもあります。勤務時間としては、ただし1日の夜勤で2日分勤務することになりますので、シフトを作成するときに土日祝祭日の定まった休日数、年次休暇の取得を考慮すると看護師の増員については1名ふやして何とかということではなくて、3名をふやさなければシフトができないという状況であると思います。

ただ、看護師さんも一生懸命やっています。健康リスクといえますか、かなり休み、夜勤、そして明けてまた休むというようなシフトの繰り返しになりますと、人間が本来持っている生態のリズムに反して夜勤で働くことで生じる健康上の危険、睡眠障害、過労、ストレス、循環器疾患、あるいは安全リスクということで、医療事故、看護師さん

の帰宅時間の事故ということで、そういうことはあってはならないですけども、そういうようなことも危惧をされる。生活リスクですけども、不規則勤務や土日に休めないということが社会生活上の危険があり、家族との時間が保てないことによる負担、いろんな部分でそういうところの課題もあるということでもあります。

シミュレーションした結果は、本当に1人ふやす、そういう体制をとれるのであれば、2人というよりも3名の体制で、看護師さんも看護補助員さんもそうなのですけども、自分自身としては現状のままでいいとは思っていません。やっぱり家族の付き添いの状況もあるでしょうし、家庭事情もあるでしょうし、できれば病院の体制で整えることが望ましいということも有的ですけども、ドクターとか、またいろいろ看護師さん等にお聞きすると、やっぱり2名、3名ふやさないとこれはシフトができないのだというようなことで、いろんな課題を率直にお話をさせていただきました。また、現状のシフト表、そしてシミュレーションをしたシフト表を見ますと、やっぱり現状もかなり厳しいような状況もありますし、本当に3名体制になれば何とかというような形で医療の提供ができるのではないかと思います。

決して現状では満足はしていませんけれども、増員になってくるとその点でいろいろ検討しなければならない。それで、先ほど慎重に検討させていただきますというのは、現状のままで満足しているわけではありませんし、できることであればそういうような形でしていきたいというのは思っています。ただ、今の中では、今関係機関と調整したり検討したりしながら、どういうふうに進めていったほうがいいのかということでもしっかり考えていきたいなというようなことを思っております。

以上であります。

○議長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいま詳しくシフトですとかシミュレーションの関係、お答えを賜りましてありがとうございます。今のお話の中で他の町村の病院ですとか診療所の関係ですとかお話があったと思うのですけれども、もちろん無理も言いたくありませんし、できますれば付き添いのほうもしたくないということではございませんでして、もっと言いますと、全く入院とかしたことがないとかういったこともわからずに、ホームページにも書いてございませんし、お尋ねしたならば多分にご返答はあるかもしれませんけれども、聞くところによりますと入院することになって初めて付き添いはできますかというお尋ねがあるようにもお伺いしております。そうしますと、やはり家族の身を案じまして、これは大変なことだということで快諾することが、どなた様におかれましても同じだと思うのです。

ただ、村長が先ほど少し申しておりましたけれども、その家庭の事情ですとかさまざま、おひとり暮らしの方もおられるでしょうし、また忙しいですとか、お仕事によりまして付き添いできないという場合もあるように思われます。そういったことを鑑みますと、できますれば他の大樹さんですとか、ほかと同じように、完全看護といたしてももちろ

ん人数も必要で、お話のとおりでありますし、また経費のほうに人件費におきましてもやはりたくさんかかってくるのは承知の上で今回質問させていただいたところでございます。

ご回答賜りまして、先ほど診療所は地域に根差した継続的な医療を提供するところとお答えを頂戴いたしました。これは、私も、そして村民の皆様も、また他町村から来られる方におかれましても期待を込めて、中札内の方でも本当に頼りにしているよというお話も伺っているところでございます。よりどころの診療所が安心と信頼の医療現場であるよう切望するものであります。そのためにも、利用者の気持ちや声にも時には耳を傾けていただけましたら大変うれしいですし、互いに寄り添いながらの私たちの診療所であり続けてほしいものでございます。病院と診療所の成り立ちの違いはございまして、私たちが全幅の信頼の中で充実の看護、医療が入院の際にも誰もが受けられますよう、最後に夜間体制を村長にいま一度、何度も申しわけございませんが、お伺いさせていただきたいと存じます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今お話のあったとおり、やっぱり地域に根差して継続的に医療を提供する場として更別村の診療所があるべきだと思っておりますし、医師、看護師含めまして本当にそういう意味では献身的にドクター等にやっていただいているということで、単に病気を診察するのではなくて、診断するのではなくて、そこにいるご家族の、あるいはその周りの環境等も含めまして、そういう背景にあるものも含めまして、今の家庭医療学センターというのはそういう形での、僕たちは病気を診る医師ではないというようなことで、そういう形で本当にしっかりと地域に根づいた医療というのですか、そういうものを目指していただいておりますし、夜勤の中でも、私も実際に入院、自分自身はありませんけれども、本当に大変な状況の中で看護補助員さん、看護師さんがほとんど寝る時間がなく、かいがいしく患者さんのナースコールに応えて献身的にされている。その体制を見ますと、いろんな形で何とか、また家庭の付き添いの関係もありますし、できることならば、本当に家庭の事情等も抱えているところもあると思っておりますので、何とかそういう医療体制を確保したいということは自分自身としてはやっぱりやっていきたいなというようなこと思っています。

また、発熱外来とか、いろんな部分でまだ不足している部分もたくさんあります。だから、そういうような施設の場所とかも含めて、今見直しを行っているところでありますけれども、また近隣の町村からもたくさんの患者さんが見えられていますし、乳幼児健診とかやっています。また、訪問看護、訪問診療も他町村にまで行ってやっていただいているということもありますし、そのことを総合的に踏まえた中で、体制の維持ということで、夜勤のことも含めてそうですけれども、今の医療体制、最良の医療体制、全国のトップクラスですから、その部分を何とか維持できて、これからそういうものについて課題を解決できるような方策を関係機関と調整しながら、先生方とも相談しながら、看護師さんとも相談しながら、また村民の皆さんの意見も聞きながら善処してまいりたいというふうに考

えております。

以上であります。

○3番小谷議員 ありがとうございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 通告に従い、一般質問させていただきます。

質問事項は防犯カメラによる安心で住みよい村づくり、要旨は防犯カメラの必要について質問させていただきます。インターネットによる利便性が向上する一方、SNSによる犯罪がふえ、面識のない人との接点から犯罪に巻き込まれる事件が起きたことは記憶に新しいことですが、時代の変化とともに犯罪は複雑化し、犯罪の少ない更別村も他人事とは考えず、捉えていかなければなりません。2019年、認知症による徘徊での行方不明者は日本全国で1万7,000人にも上っています。核家族化や高齢化が進む中での社会問題で、本村もその対策が求められてくると思います。

防犯カメラは、安全対策として一般的になっており、犯罪や事件などトラブルが起きた際の早期発見と事後検証の材料として原因の解明、解決に向けて役立たせることができ、カメラの設置は有効な手段だと思えます。また、環境美化に対しても抑止につながることができます。本年、更別中央中学校の生徒が地域のごみ拾いをした様子が中学校だよりの記事になっていました。中学生は、更別のため、地域のためにごみ拾いを生徒会が主体で企画し、実行してくれことにはが頭が下がる思いになったと同時に、更別村に一部の心ない人が捨てるごみに残念な気持ちになりました。

窃盗や盗難などの対策、インターネットによる犯罪の安全上、認知症の方の徘徊、交通安全、環境美化など、防犯カメラは犯罪行為の証拠や抑止につながることで設置する意義はあるものと考えております。防犯カメラの設置に対し、コスト面やプライバシーの問題などもあると思えますが、更別村として安心、安全な村づくり、環境の美しい誇れる村づくりには必要なことと考えますが、どのような考えをお持ちでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さんのご質問、防犯カメラによる安全で住みよい村づくりについてお答えを申し上げます。

防犯カメラの設置目的は、まず第1に監視していることを示し、心理的に犯罪を抑制したり防いだりすることです。2つ目に、犯罪や異常の発生を早期に発見をして、報知すること、通告することです。また、3番目には、記録をとることによって犯罪発生時の参考とすることや、そういうような証拠といいますか、そういうようなことも確定することができるということが言われています。したがって、目的に沿って防犯カメラの設置箇所の考え方が異なること、そしてある程度一定の数が設置されないと効果が少ないなどという課題もあります。ただ、もう一つは、プライバシーなどの問題から取り扱いに関する課題もあるとお聞きしています。

村としての防犯などの取り組みといたしましては、住民が安全で安心な生活を送ること

ができる村づくりを推進することを目的として設置されております更別村生活安全推進協議会において、関係機関と住民がともに交通安全、防犯に関する生活安全運動を展開する一環として、救済を求めてきた子どもを一時的に保護する子ども110番の家や高齢者向けなどのチラシの配布などの防犯意識の啓蒙、啓発や必要に応じての防犯巡回指導などを実施しております。

また、認知症による徘徊者の対策といたしましては、徘徊高齢者等家族支援事業で高齢者が徘徊した場合に介護する家族が直接電話等により所在を検索し、居場所を確認することができる携帯型の電波発信機の貸し出しを実施をしております。十勝高齢者等SOSネットワーク事業にも参加し、徘徊高齢者等が行方不明になった場合の早期発見、保護できるよう、地域の協力を得て関係機関及び協力機関の支援体制を構築して高齢者等の生命及び身体の安全並びに家族等への支援を図っているところであります。

環境美化の取り組みといたしましては、住民と行政が力を合わせて清潔で美しい村づくりと潤いと安らぎのある景観づくりを行っております。快適で生活環境の保全に寄与することを目的として設置をしております更別村環境美化推進協議会などにおいて、クリーン作戦、現場パトロールなどの環境美化運動を行っており、重点対策の必要な箇所にはポイ捨て禁止看板等の設置も実施しているところであります。また、議員ご指摘のように、中学校、高校によるボランティア活動としてごみの収集等を担っていただいております。

防犯カメラの設置につきましては、予防策が重要であるということを考えますことから、住民が安全で安心な生活を送ることができる体制づくりにまず第1に力を考えていきたいというふうに思っています。ただ、昨今のこういうような子どもたちを取り巻く、あるいは社会の中での潜在的な危険が、あるいは突発的な事故、事件等が頻繁に発生する中においては、これについては設置を検討する必要性もあると認識もしておりますので、関係機関と調整しながら随時検討を行っていきたいというふうに思っております。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 防犯、抑止に対しては更別村の条例でいろいろ定められています。例えば更別村安心で安全な地域づくり条例、もちろんここに沿って安心、安全な村づくりということで安全に対する活動を推進していると思いますが、まずここに対しても果たして本当にこれは更別村に防犯意識として足りているのか。本当に今のままで、一応条例はつくってこういうふうに進めているけれども、これが本当に更別村の最善な策なのかということと改めて僕はちょっと考えてほしいと思うのです。そのほかにも、認知症による徘徊、そういった面でも装置をあれして防止策に努めたりだとかというようなこともやっけて、もちろん実施要綱とかでもそういったものは定められているのですけれども、それも本当に今のままの要綱どおりのことをやっけて認知症対策になるのだろうかというところが僕疑問で、そこを改めて一つ一つ精査していかなければならないのではないかなと思うのですけれども、その辺はまずどう考えているのかなということをお答えいただきたい。

また、環境美化といったものに対しても、もちろんクリーン作戦、地域の方、更別村の方、たくさんの方来ていただいて実施しているのはもちろん理解できるのですが、果たしてそこも本当にそのまま更別村の環境、僕たちが愛する更別村を誇れる村づくりとして十分な対応ができているのか、そういったところも私は不十分に感じているのではないかなと思っているところがあります。条例でうたっている中身、それは本当の更別村、村長が自分が求める条例に沿った中身で活動してくれているのだと思いますけれども、そこより新たに一步精査して、防犯に対する計画の必要性や防犯に対する場所の特定の必要性など、例えばこれから熟慮、そういったことに対して熟慮していけば、エリアの特定や小学生、中学生の通学路、そういったところはこういったところが多いのか、交通量はこういったところが多いのか、高齢者の多い場所やごみ捨てられやすい場所、そういったものもしっかり把握して精査して、改めてこの条例にあるようなすばらしい村づくりをしていったらいいのではないかと思うのですけれども、村長はその必要性についてどう思っているのかご回答いただけたらと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員さんご指摘のとおり、条例等で定めているから、それで十分であるというのではないと思いますし、それが最善ではないと思います。その部分でしっかりできているところ、できていないところも含めましてしっかり検証していかなければいけませんし、2番目に言われた認知症の対策もそうです。これはちょっとあれですけども、保健福祉課の関係になりますけれども、認知症になりにくいまち宣言を変えました。認知症になっても安心して暮らせるまちづくり宣言、これを1月1日に再度宣言をし直すわけですけども、この部分についても、認知症になりにくいというよりも、なっても、あるいは今、徘徊という失礼な言葉は使いたくありませんけれども、そういうような状況になったときに、やっぱり周りのコミュニケーションとか見守りとか、いろんな部分を含めて、そこは安心して村で生活できますよ、認知症になっても大丈夫ですよというような体制をしっかり築いていくことが必要であるというふうに考えています。

また、環境美化についても、本当にいろんな意味でやっていただいていますし、外から来るお客さんは、どうして更別村ってこんなにきれいな村なのだというふうなことでお褒めの言葉をいただくことが多いです。それは、やっぱり住民意識の美化意識が高いというふうなことで、日常的にそういうことに心がけていて、コミュニケーション、そういうような、ささえ愛さらべつとか、いろんな意味で住民が自主的にそういうような活動をする場もたくさん出ているわけですけども、そういったところが今重点置かれているのではないかなというふうに思います。

通学路とか、特定のエリアを考えてということがありました。私も実際経験上なのですが、私が関西にいるときには痛ましい池田事件とか、近くの本場に隣の学校ですけども、小学校ですか、等々、特定の名前はあれですけども、学校でそういう不測の事態が、不審者の侵入がありました。直ちに防犯カメラの設置と、そして校門を必ず閉めて

おく、そして警察の巡回、あるいは警備員さんが常時待機をするというようなところがありまして、子どもの命を守るために通学、PTAさんも地域のボランティアも活躍しましたけれども、学校ぐるみで、地域ぐるみで、PTAぐるみで、保護者ぐるみで子どもたちの安全と命を守るというような活動もあります。そういった面では、そういうことが本当にいつ起こるかわからないような状況もあるので、そういう点ではやっぱり危機管理はいつも最悪のシミュレーションを意識しながらやっていかなければならないというところがありますので、今お話あったエリアの問題とか、そういうところは検討していかなければいけないというふうに思います。

ちなみに、子ども110番の家の登録件数は更別村で112件、監視カメラの設置場所数は6カ所ということで、主に商業というのですか、コンビニエンスストアとか、ATM装置あるいは金融機関等に設置をされております。徘徊高齢者家族支援事業の利用件数は2件でありますし、十勝高齢者SOSネットワーク事業事前登録件数は1件であります。また、美化に関しては、ポイ捨ての禁止看板63カ所、監視用カメラ設置5カ所ということであります。また、近隣のというのですか、町村を調べさせていただきましたけれども、上士幌は10台以上あると、監視カメラがあるということです。士幌も10台あるということであります。ただし、これは議会でプライバシーの確保についてかなり議論がされたということを知っておりますし、この部分でのガイドラインの制定というのですか、それがかなり慎重に行われた結果、こういうふうになっているというようなことであります。

また、帯広の生活安全課に問い合わせ、今警察の方のお話によると繁華街等で交差点に信号機に防犯カメラがついている場所もあるということで、例を挙げれば札幌の繁華街であるとか、そういうところにはついているということで、警察としては本当につけてほしいというようなこともあるのですけれども、ただ日弁連の見解では、今監視カメラが顔認証ができるところまで非常に高度な技術が発達しているというようなことから鑑みると、その部分の導入についてはプライバシーの保護、そしてガイドラインの設定、そしてそういうような危機管理の状況、誰が管理し、どこに設置し、どういうふうにしていくのかというようなどころも含めてしっかりとそういう部分をつくっていかなければ、これは日弁連はそういう点ではそういう見解を持っているわけですが、そういうようなことを踏まえ、村において今後、児童もそうですけれども、どのようなところに設置をするのか、あるいはプライバシーの保護をどうしていくのかということを考えますと、防犯効果あるいは事件解決の資料等々もありますけれども、公園や道路、不特定多数のところにたくさんの人たちが写るというような状況は、これは避けなければいけませんし、そういう点から本当に設置する場所、プライバシー保護、記録すべき事項等をしっかりと精査した上で、関係機関と調整しながらそれについては慎重に考えてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今村長言われたように、プライバシーの面というのは防犯カメラに対する最大のデメリットではないかなと私自身も思っています。がしかし、これだけ技術が本当に高度になってきて、防犯の抑止に対してはカメラというものは本当に身近で、誰にでも、防犯に対する抑止も物すごく強いと思うのです。村長が最初の答弁のとき言われましたけれども、どうしたら予防ができるかというところなのですけれども、これだけ電子機器がよくなってきて、そういった中で職員の方や地域の方が協力していただいて、更別村はもちろんきれいな村ですし、誇れる村なのですけれども、僕はさらに誇れる更別村になりたいとも思っていますし、そういったことで考えれば、防犯に対すること、環境美化に対することというのは一つ一つ、もう一つステップアップした精査といったものが必要なのではかなとっております。

また、プライバシーという面で言えば、カメラ一つにしてもいろいろなカメラがあります。本当高性能なのから、変な話ちょっとしか写らないものもあれば、いろいろな考え方ができると思うのです。カメラというただ物体があるだけで犯罪者にしてみればそれほど怖いものはないと思いますし、そういったことの中からも十分に精査して行ってほしいなとっております。また、同じくプライバシーという面で言うならば、例えば子どものことに関して言えば、農村部の方、そんな交通量少ないところ、人の多いところに高いお金を投入して、なかなか防犯カメラというのは難しいのかもしれないですけれども、防犯という意識で考えれば、道の脇の雑林だとか、要らない支障木があったりだとか、そういったところも特に通学路、子どもたちの安全の確保、またそういったところの夜通ってみて街路灯がないとか、そういったことで子どもが怖い思いをしているのではないかなと、農村部ではたくさんしている声も聞きますし、そういった面でも防犯カメラ一つではなくて、周りの環境の対策をもって更別村の防犯に一つ一つ進めて行ってほしい。そのために改めてこの部分を精査して見直さなければいけないのではないかと私は思っているのですが、その辺を最後にお聞かせいただけたらと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 防犯カメラ、一応こちらでシミュレーションした場合については1カ所当たり70万円程度かかるということであります。ただ、これについては値段の差異はいろいろあると思いますし、今24時間で記録ができるドライブレコーダー的なものもありますし、それは導入については機種、機能の面ではいろいろとあるというふうに思います。

太田議員さんおっしゃいましたように、監視カメラ、防犯カメラですけれども、今のこういう時代の中ではなかなか個人保護の侵害とか、プライバシーの侵害とかっていろいろ難しいところもありますけれども、太田議員さんがおっしゃったように、事件、事故の抑制にもつながる可能性は非常に大きなものと考えています。そういう部分から考えますと、またこの先そういう効果も十分に期待できるということですから、今後関係部署、関係先と協議をしていきたいというふうに考えております。もちろん最後に触れられました通学路、子どもの安全については、これは本当に盤石な体制ということと、監視カメラ、防犯

カメラという観点だけではなくて、地域の見守り含めてやっぱり総合的にやっていかなければいけないというふうに考えていますので、その部分については危機管理、危機意識をしっかりと持ちながら、不測の事態に備えて村としてもしっかりとした危機管理とそういう防犯体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○5番太田議員 更別村のよりよい村づくりを進めていただきたいと思います。と考えております。

以上、一般質問を終わらせていただきます。

○議長 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて村長に質問をいたします。

質問事項、これは自立支援協議会の現状と今後のあり方について、質問の要旨としましては4項目ほど挙げております。最初にお断りしておきますといいですか、非常に今更別村の自立支援協議会が要綱に定められている中身を遂行するには極めて稚拙な状態にあると私は考えております。

更別村では平成30年の3月に、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、第4期のいきいきふれあい計画を策定いたしました。この計画は、障がいの有無にかかわらず「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、障がいのある人が社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、次がとても大事なことだと思うのですが、必要とするサービスを利用しながら「希望する全ての障害者が安心して暮らせる社会づくり」を目標とするもので、具体的には次の3つの施策が挙げられております。1つ目として、地域生活の支援体制の充実、内容としては生活支援とか保健、医療の充実ということをやっています。2つ目として、自立と社会参加の促進、内容としては療育、教育、就労支援、社会参加。3つ目に、バリアフリー社会の実現、これが私十分中身が理解できていないのですが、その内容として権利擁護というような文言も記されております。

こうした事項について協議する中核的な役割を担うべきものが自立支援協議会であるというふうに考えています。平成24年の3月に厚労省の社会援護局のほうから、自立支援協議会の設置と運営に関してということが伝わってきております。行政にです。その第1、これは目的を指しておりますが、第1項とか1条とかって記されていないのです。第1、目的として、福祉、医療、教育または雇用に関する職務に従事する者、その他の関係者が相互に連絡を図ることにより、ちょっと中の文章を飛ばしてしましますが、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的とすると。支援体制の整備について協議をすることが目的なのが自立支援協議会。あわせて、今申しました厚労省からの、通知というのでしょうか、の第3の項目の中で市町村自立支援協議会のことがうたわれています。市町村自立支援協議会のことの1番目に基本的役割という項目があります。その内容は、相談支援事業を初めとする地域における障害者等の支援体制の整備に関し、中核的な役割

を果たす定期的な協議の場とするというふうにならされているのです。

余りさかのぼってもどうなのかなということ、私の具体的な要旨の中では4項目うたわせていただきましたけれども、この支援体制を整備するということは、現実的な目で見ますと一人一人、対象は障害を持つ一人一人がというふうに定義されているわけですが、障害の内容というのはさまざまです。さまざまな困り感がそれぞれの人にあるという捉え方をするのが大前提で、知的障害者という一くくりとか、身体障害者という一くくりで考えることは全く意味がないことだというふうに私は思っています。今言った一人一人、特別その子、その人固有の障害を持っている、その人が尊厳が守られて住みやすい村をつくるという、その中核的な役割を果たすということだと考えると、具体的な表現で言うと一人一人に合った道しるべをどう整えるかということだと思いのです。施設があればいい、そういうことではないと思います。

生まれて、例えば乳幼児健診で何かの問題点が見つかったと、この子のこういうことがこの子の生きづらさのもとにあると、例えばですよ、というようなことがあって、保育園なり幼稚園なりに入って、加配の先生のお世話になりながらという経験を積んで就学期を迎えると。そこまでの経緯がどういうふうな道しるべとして次につながっていくのかなというところが非常に曖昧なといいますか、きちんとした形で伝承、伝わっていったいないという現実があるように思えます。就学をして、就労の時期を迎えたとき、働く場というのは誰がどうやって支えていくような体制整備ができているかという、なかなかそれもできていないというのが現状のような思いを持っています。

そうした中で、これまでの自立支援協議会の所掌事務としている困難事例、それからネットワークの構築、社会資源の開発、この基本的にやらなければならないとされているものについての現状がどうかというようなことを1つ質問したいというふうに思っています。

それと、構成員に関してというのが書かれておりますけれども、構成員、どういう人をもって構成するということが要綱に定められております。これでいいのかなと、村長の考えを伺いたいということです。幾つかの構成団体が具体的に表示されています。その他必要に応じてというところで、当事者の親とか医療関係者とかというようになっているのですが、必要に応じてで本当にいいのだろうか、もともと正規の自立支援協議会の構成員としてそういう人たちも含めるべきではないのかなというふうに思っている質問です。

あわせて、任期とかの定めがないのです。それから、団体に対して案内、いついつ開かれますので、参加方よろしくというような形でもって、個人名として構成員名簿がつけられていません。そういうあたりでいいのだろうか。場合によっては前回出た人でない人が2回目に出ると、現にありました。これはボランティアのグループでしたけれども、1回出て、もう一回出させてくれと言ったら、あなたは1回もう出ているから、ほかの人にしてくださいというような返事があったということも実際にあったりしています。本当にそれで過去のことが十分押さえられて、次のステップに移っていくということが可能なのだろうかという疑問を持っています。

それから、運営に関してということがもう一つです。これは、現状と今後のあり方の全体の中であえて分けて言っているのですが、運営に関して定期的に行われていないと、協議会が開かれていないと。具体的には、直近でいえば今年度は一回も開かれていませんと認識しています。前年度も一回も開かれていません。なぜこういう状態なのかをお聞きしたいと思っています。

それから、専門部会を置くことができると、これは国の指針というか、その通知にもそうなっていますし、更別の自立支援協議会の要綱にもなっています。しかし、専門部会というのは置かれていない。なぜでしょうかというあたりで村長のお考えをお答えをいただきたいというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 遠藤議員さんからの自立支援協議会の現状と今後のあり方についてお答えをいたします。

議員のご質問の1番目でありますけれども、自立支援協議会設置要綱第2条に掲げます所轄事項に関しましてのご質問であると思われませんが、1の1、直近の5年の困難事例の対応件数については、困難事例として相談された実績がないもので、対応したものはありませんでした。ただ、関係機関からの事例として2件の個別ケースがありまして、それについて議題として検討したことはあります。

1の2のネットワーク構築の実績でありますけれども、当初の構成員から、居宅相談施設事業所として包括支援センターや役場の子育て応援課、教育委員会、任意団体を構成員に加え、広がりを持たせてきたところでありますけれども、就労継続支援B型のクローバーの事業所設立の前段階でも事業の説明をいただくなどを行ってまいりました。社会資源開発の実績については、本村にはなかった就労継続支援事業所の開設の際に建設費の国庫補助の減少分を補填する等の対策を村で実施をしております、建設前に自立支援協議会で事業内容の説明などをしております。

2の構成員等ですけれども、南十勝の他町村と比較してもほぼ同じではないかというふうに考えておりますけれども、委員の任期等については定める必要があるのではないかと考えております。構成員の選出団体を定め、その長もしくは代表者を推薦いただくことにより構成員とすることも今後検討していかなくてはならないと考えております。

3の運営に関してでありますけれども、現在の要綱では会長は保健福祉課長となっております。委員による互選が適当だろうと考えます。保健福祉課及び役場関係各課も関係機関として事務局を構成するのが妥当であるというふうに考えております。定期的に行われていないというご指摘であります。毎年定期的に行われておりましたけれども、平成30年度は、これは言いわけにはならないと思いますけれども、国保関係部門の計画策定等の補助と職員のそれにかかわった業務が多かったということで開催できなかったというふうに聞いております。この辺は、決してこういうことが理由で開催できないということにはならないというふうに思い、大変申しわけなく思っております。本年は、年度末までに開

催するように指示をしております。

最後の専門部会に関してですけれども、設置要綱第5条に必要な応じて専門部会を設けることができるという規定があります。困難事例の相談等なかったことにより部会の設定は行っておりませんが、他の協議会等を見ると部会についても積極的に設定をしておりますので、必要な応じて設定していくことも必要ではないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 専門部会は、私が調べた中では設置している町村とそうでないところがあることは事実です。実は私芽室の社協にいたときに自立支援協議会のメンバーであったのですが、専門部会の設置に関しては役場庁舎内で各課、こういう案件に関してはこの課とこの課とこの課、初めに言いましたように一人一人の特性が全く違いますから、それに合わせた課が連合体のような形になって部会を担っていると。そこには役場職員以外のメンバーは入っていませんでした。でも、ほかの町村ではそういう人たちを核にしなから、当事者の親が入ったりとかというふうにして運営しているところも現にあります。

ちなみに、発達支援部会といいますか、というものだとか、生活支援部会、就労支援部会、これは初めに言いましたいきいきふれあい計画の中の3つの柱に入っているものなのです。必要な応じて開催するというのは、誰が必要かどうか判断するのですか。協議会がすべきではないかと思うのです。ですから、協議会の中にいろんな対象者がいても全ての者に対応できるような部会をぜひ私はつくるべきではないかなというふうに考えているのですが、まずはそのことに対してどうお考えかお聞かせください。

○議長 長 西山村長。

○村長 遠藤議員さんお話あった所轄事務、構成員、運営、専門部会、これはっきり申しまして私本当にちょっと不十分であると思います。これは速やかに私が指示して、この自立支援協議会が何たるものであるか、どの法律に基づいてこれが設置されているのか。そして、今の運営体制が本当にお恥ずかしい話ですけれども、平成26年から29年までは年1回ないし2回開催しています。ただ、計画の策定年度に計画の策定内容について論議をしている。個別具体的には2件の困難ケースという、これも私承知しておりますけれども、30年、そしてことしこれがないというのはご指摘のとおりです。これはだめです。しっかり自立支援協議会の部分でこれはやらなければいけないのです。

そして、なおかつ、この構成部員も本当に、ほかのところと同じというような発言をしましたけれども、これケースに応じて、あるいは役員も含めまして保健福祉課長が会長をするというのは、これはないです。これは、委員の互選です。そして、今社会福祉協議会とかハート事業、あるいは身体障害者福祉更別村分会、手をつなぐ親と子の会、コムニの里さらべつ、包括支援センター、芽吹きの家、子育て応援課、教育委員会になってはいますが、ここの部分もやっぱりしっかり考えなければだめです。おっしゃるとおりです。

だから、できていないことがあるということ私率直に認めますので、その部分はしっかり今後、構成員、運営、部会もそうです。やっぱりきちんとやっているところは、生活支援部会、就労支援部会、発達支援部会あります。そこが横との連携とっています。そこをしないと、本当に町村で課せられた地域に応じた、個別に応じた個別的な支援とか、一般相談活動、計画相談支援、障害児支援相談支援、地域相談支援、児童発達支援、成年後見制度利用支援、基幹相談支援センター、あるいは障害保健福祉圏域ネットワーク、圏域自立協議会の運営、市町村協議会の支援ということもありますよね、自治体としてですよ。そして、ネットワークの形成、地域課題の把握、その解決に向けて、やはり専門性の高い相談支援とか広域的な支援、これ構築しないと、本当に生まれ育ったところで、障害のあるなしにもかかわりますけれども、それは本当に安心して暮らして、誰もが本当に暮らせる村にしなければいけませんけれども、その部分では私は不十分なご指摘のとおりは率直に認めますし、その部分はしっかり再構築していかなければならないと思いますし、今議員ご指摘があったように、部会についてという話ありましたけれども、私は全体としてこの自立支援協議会の根幹にかかわる部分をしっかり構築し直すということが私としては今回の質問をいただいてできていないというふうに自覚をしましたので、しっかりこれにはご指摘の点、またいろいろ関係機関の方と協議も含めながら抜本的にこの部分についてはしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 何か気持ちが伝わったかなと、次の質問しないでもいいのかなというふうなふうに正直思うのですが、今のご答弁の中で構成員を見直すべきだというようなお言葉もありました。例えば就労とかというふうなことで考えたときに、そういうジャンルの方も入るべきだというふうに思いますし、特別支援教育を受けている子どもであれば、特別支援の加配の先生として勤務されている方が大半、全部って言っていいのかな、だと思いますけれども、特別支援にかかわっている先生とかというような人たちをぜひ中に入れていただきたい。それから、専門機関です。これ具体的に名前出してしまっただけで構わないと思いますけれども、十勝障がい者総合相談支援センター、ご存じのとおりございますよね、これはかなりいい働きをしているところ、それから十勝障がい者就業・生活支援センター、これ俗にだいちと言っているところですが、だいちがCCRCのオブザーバーとしても貢献していただいておりますけれども、そういう客観的な目から見る専門職の人たちもぜひ入れていただきたいということです。

おおむねそういうことなのですが、1つ、これは質問ではないのですが、ほとんどの方がご存じだと思いますけれども、日本理化学工業、粉の出ないチョークをつくって、川崎が本社で、北海道にもあるのです。美唄でしたかね。創業が昭和12年、かなり古いといえ古いところですが、ここは特別支援学校を出た卒業生2名を採用したのです、最初。その2名はどういう形で採用されたかということ、特別支援学校の先生がこの子はこういう

ことができますと、嫌な言い方ですけれども、健常者と同じ能力をこういう点では持っています。ぜひ採用してください。その熱意に社長さんが打たれて採用したと。何年前でしたかね、5、6年前だと思いますけれども、その二人の方は定年を迎えられたのですけれども、定年後、60歳定年の会社なのです。その後一人の方は68歳まで、もう一人の方は65歳まで嘱託職員として勤務をしたと。これは、会社の風土が、やっぱりトップがそういう方だからという影響力が大きいと思うのですけれども、就業時間がわからないと、時計が読めないの、いつまでも仕事していると。もう帰っていいのだよというようなサポートをして、普通に考えたら時計が読めない人が正職員になるということは一般的概念からいったらちょっと考えがたいです。でも、そうしている。正職で採用しているわけですから、いきなり。84名、全職員、そのうち62名の方が知的障害、構成率73.8%です。7割以上が障害者が正職員として働いている。これは、事務方さんではなくて、工場での生産部門で仕事をしているわけですが、そういうようなことなどがあります。

それをそのまま更別の中で実現できるかどうかということではなくて、一般企業に向けても自立支援協議会の動きというものを十分に伝える努力と理解を得る努力ということも村としても自立支援協議会としてもやれるようなものにしていかないといけないのではないかなというふうなことを思っておりますので、村長から私の4項目に関して非常に前向きな答弁をいただきましたので、今後きちんとした要綱に沿った運営をしていくように協議会、村ともに同じ方向を見て、いろんな道しるべがつくられていって、きちんとそれが年代年代に準じて生かされていく、そんな実態をつくっていただきたいというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今遠藤議員さんご指摘のとおり、本当に要綱等、先ほど任期の点でもこれ任期定めないとだめですね。だから、その部分では不備はあると思いますので、ちょうどいい機会ですので、いい機会と言ったら失礼ですけれども、ちょっと遅きになっておりますけれども、今そういう形でどんどん支援とかいろんな形で広がってきていますし、せっかくいろんな部分で村の事業もそういうふうに展開してきているわけですから、この根幹に当たる部分で、特に法的に定められている協議会でもありますから、その部分はしっかりやっていきたいと思えます。

その部分を精査、そして改善しながら、何よりも更別村に住む障害を持った方が村において自立した生活、日常生活、社会生活を営んで、本当に安心して暮らせる、豊かに暮らせることができるように、質の高い相談支援体制の確立を目指したいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第7 議員の派遣の件

○議 長 日程第7、議員の派遣の件を議題といたします。

令和2年1月20日に村内で開催される村づくり懇談会に全議員を派遣いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、令和2年1月20日に村内で開催される村づくり懇談会に全議員を派遣する
ことに決定しました。

◎日程第8 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第8、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は障害者就
労支援について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、
議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申
し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議あ
りませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和元年第4回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 7時16分閉会)